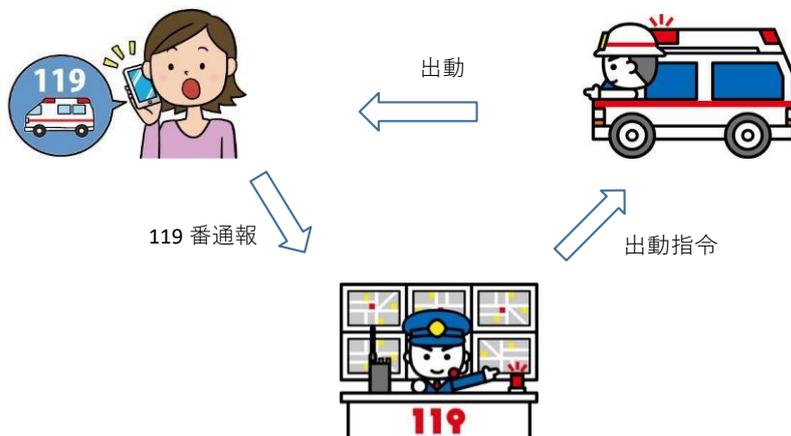


119番通報の要領

火事の通報や救急車を呼ぶときなど119番をされるポイントや通報要領などについて紹介します。



あなたの119番はどこにつながる？

出雲市内からの119番通報は、すべて消防本部（渡橋町）の情報指令課で受付をしています。

ただし、携帯電話で通報された場合、電波の受信感度などの影響で、近隣の消防本部（松江市など）につながってしまう場合があります。この場合、出雲市消防本部情報指令課へ転送されますので、電話を切らずにお待ちください。

『落ち着いて、情報指令課員の質問に答えてください』

消防車、救急車を向かわせる場所を落ち着いて話してください。場所がわからないと、出動できません。場所がわかった時点で、出動準備をしていますので、詳しい状態を話して下さい。落ち着いて、指令員の質問に答えることが最も効率の良い通報です。時間短縮につながりますので、ご協力をお願いいたします。

携帯電話からの119番通報について

- ・ 運転者が携帯電話を使用する場合は、安全な場所に停車してから通報してください。
- ・ GPSをONにして通報してもらうと、位置情報が取得できますので、屋外からの通報でも場所の特定が素早くできます。

119番通報(例)

■火災の場合

- 1 住所・番地と世帯主を伝える（わからなければ近くの建物名等）
- 2 何が燃えているか伝える
- 3 逃げ遅れ・けが人がいないか知らせる
- 4 あなたの名前を伝える

■救急の場合

- 1 住所・番地・世帯主を伝える（わからなければ近くの建物名等）
- 2 どんな事故か（病気・事故・けが等）
- 3 病人または怪我人の人数・性別・年齢を伝える
- 4 病人または怪我人の状態を知らせる。意識・呼吸があるか？
- 5 あなたの名前を伝える

119 番通報に関する Q&A コーナー

■救急車を呼ぶべきか迷ったときは？

すぐに 119 番通報してください。症状によっては重症化する場合があります。
症状がある場合は、病院の診療を受けるようにしてください。119 番で対応医療機関について照会できます。
出雲市消防本部ホームページ【救急アドバイス】もご活用ください。

■救急車が来るまでに、どんなものを準備しておくとう便利ですか？

- ◇ 保険証や診察券
- ◇ お金
- ◇ 患者様の靴
- ◇ 普段飲んでいる薬
(おくすり手帳) など



乳幼児の場合

- ◇ 母子手帳
- ◇ 紙おむつ
- ◇ タオル
- ◇ 哺乳瓶
など



■救急隊にはどんなことを伝えればいいですか？

- ◇ 事故や具合が悪くなった状況、救急隊が到着するまでの変化など
 - ◇ 行った応急手当の内容
 - ◇ 具合の悪い方の情報（持病、かかりつけの病院やクリニック、普段飲んでいる薬、医師の指示など）
- 救急隊が確認しますので情報提供にご協力ください。

■救急車への付添人の同乗が必要ですか？

付添人の同乗は必ずしも必要ではありません。

付添人に同乗していただいた場合には、搬送中に得られた情報も医療機関へ伝えることができ、より早い処置開始につなげることができます。

自家用車で病院に向かわれる際は、交通ルールを守ってください。

■救急車を要請したのに、消防車も来た！

通報内容に応じ救急隊だけでの対応が困難な事案については、消防車も同時に出動し、消防隊員が救急活動の補助にあたる場合があります。ご理解いただきますようお願いいたします。

■隣の消防署から救急車が来た！

出雲市消防本部管内では、「直近消防体制」をとっており、町に関係なく直近する消防署が災害現場に出動することになります。

■救急車で搬送された方の搬送先病院を知りたい！

原則回答できません。

搬送先は、搬送先医療機関の収容時間から推察して個人が容易に特定されるので個人情報に該当します。
ただし、搬送された方のご家族からの問い合わせで、ご本人の氏名や生年月日など一定の確認ができた時は、お伝えする場合があります。

■消防車のサイレンが聞こえた、火災だろうか？

0853-23-0119（災害案内）で出雲市消防本部管内の災害情報をお知らせしています。

「どこが火事ですか？」などの119番通報があります。119番は「緊急通報用の電話番号」です。

119番の適正な利用をお願いします。

お知らせ

■119 番による問い合わせについて

119 番は、消防車や救急車を要請する「緊急通報用の電話番号」ですが、近ごろは、119 番による緊急のない問い合わせが増加しております。

「今、診察してくれる病院はどこですか？」「消防車のサイレンが聞こえたが、どこが火災ですか？」などの通報があります。119 番通報に、ご理解ご協力いただきますようお願いします。

■救急車などのサイレンについて

救急車の要請に「サイレンを鳴らさないで来てほしい。」とお願いされることが多々ありますが、緊急走行（サイレン）は道路交通法施行令第 14 条にて「サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならない」と定められています。

大切な命を守るため、いち早く現場に駆けつけ、医療機関へ搬送するためには、緊急走行（サイレン）は必要です。ご理解とご協力をお願いします。

【このページに関するお問い合わせ先】

出雲市消防本部 情報指令課

電話：0853- 21- 6924 / FAX：0853-21-6925